

## ◎ 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するにあたっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営が必要となることから、以下の点に留意して見直していくことが望まれます。

### 1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チーム・団体の会員等も参加できるよう、県大会、地区大会の参加資格の見直しが必要です。

イ 大会等の主催者は、移行期において部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会等への参加機会を確保できるよう、複数校合同チーム・団体の取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する必要があります。

### 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

#### (1) 大会等への参加の引率

##### 【部活動】

大会等の主催者は、部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を規定として整備し、運用する必要があります。

##### 【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を規定として整備し、運用する必要があります。

#### (2) 大会等の運営への従事（※参考文献④参照）

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会等の運営を任せ、人員が足りない場合は、主催者が開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える必要があります。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判・審査員等として運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として従事することを明確にする必要があります。

ウ 教育委員会や校長は、大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会等の運営に従事する指導者の兼職

兼業等の適切な勤務管理を行う必要があります。

エ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会等の運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う必要があります。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会等の運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う必要があります。

### 3 生徒の安全確保（※参考文献③⑦参照）

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏季を避けるなどの対策を講じる必要があります。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す必要があります。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により日程が過密になった場合は、最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する必要があります。